

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.8 (2021.8.5)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「生ましめんかな」「ヒロシマというとき」 P1~2
- ② 陳情不上程告発裁判「被告準備書面」(1)(2) P3~4
- ③ 「議長預かり」となった陳情について P5~7
- ④ いーたい ぼーだい P4・7
- ⑤ 議長預かりとなった理由の詳細 (表 1) P8

生ましめんかな

栗原貞子

こわれたビルディングの地下室の夜であった。

原子爆弾の負傷者達は

ローソク一本ない暗い地下室を

うずめていっぱいだった。

生ぐさい血の臭い、死臭、汗くさい人いきれ、うめき声。

その中から不思議な声がきこえて来た。

「赤ん坊が生まれる」というのだった。

この地獄の底のような地下室で今、若い女が

産気づいているのだ。

マッチ一本ないくらがりでもうしたらいいのだろう。

自分の痛みを忘れて気づかった。

と、「私が産婆です。私が生ませましょう」と。云ったのは、

さっきまでうめいていた重傷者だ。

かくてくらのりの地獄の底で新しい生命は生まれた。

かくてあかつきを待たず産婆は血まみれのまま死んだ。

生ましめんかな

生ましめんかな

己が命捨つとも



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。

ご自由にお持ちください

『ヒロシマというとき』 栗原貞子

〈ヒロシマ〉というとき
〈ああ ヒロシマ〉と
やさしくこたえてくれるだろうか
〈ヒロシマ〉といえば 〈パール・ハーバー〉
〈ヒロシマ〉といえば 〈南京虐殺〉
〈ヒロシマ〉といえば 女や子供を
壕のなかにとじこめ
ガソリンをかけて焼いたマニラの火刑
〈ヒロシマ〉といえば
血と炎のこだまが 返って来るのだ

〈ヒロシマ〉といえば
〈ああ ヒロシマ〉とやさしくは
返ってこない
アジアの国々の死者たちや無告の民が
いっせいに犯されたものの怒りを
噴き出すのだ
〈ヒロシマ〉といえば
〈ああヒロシマ〉と
やさしくかえてくるためには
捨てた筈の武器を ほんとうに
捨てねばならない
異国の基地を撤去せねばならない
その日までヒロシマは
残酷と不信のいがい都市だ
私たちは潜在する放射能に
灼かれるパリアだ

〈ヒロシマ〉といえば
〈ああヒロシマ〉と
やさしいこたえが
かえて来るためには
わたしたちは
わたしたちの汚れた手を
きよめねばならない

栗原貞子は峠三吉らとともに「原爆詩人」と言われている。しかしその思想的な立ち位置は微妙に異なる。

表紙に掲載した「うましめんかな」という詩と、この『『ヒロシマ』というとき』を並べたとき、その違いがはっきりと浮かんでくるように思う。

いま、従軍慰安婦や徴用工などの強制連行問題、南京大虐殺を頂点とするアジア人民の虐殺、重慶大爆撃などの無差別爆撃等々、大日本帝国の「皇軍」を中心とした加害の歴史的事実に向き合おうとしない現政権がある。私たちひとり1人がそれに連なっていないとは言えない。

栗原貞子の詩は、戦後76年を過ぎてもなお、茨の鞭となって私たちを打ち続ける。そして、今もなお続く紛争で傷つく市民や子どもたち、差別を受け続ける人々の存在は、「わたしたちの汚れた手」によるものであると、栗原貞子は訴え続ける。



東京地方裁判所立川支部 令和2年(ワ)第2710号損害賠償請求事件

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(2)

2021年(令和3年)7月9日

(期日：8月16日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

第1 本案前の申立て

1 申立の趣旨

請求の趣旨第2項の訴えを却下する
との判決を求める。

2 申立の理由

請求の趣旨第2項は、原告に対する直接かつ公式な謝罪を表明すること及び東大和市議会だよりに判決の正文と謝罪を表明した文の掲載を求めるものであるが、原告が求めるこれらの行為はいずれも東大和市議会がその権限に基づいて行う公法上のもの(公権力の行使に該当するもの)であるから、国

1

家賠償法4条が準用する民法723条を根拠として、これらの行為を求めることはできない。また、謝罪については、求める内容が抽象的であり、そのような請求は不適法である。

第2 原告の2021年4月12日付け準備書面による主張について

1 第1について

【日本国憲法等について】及び【地方自治法について】は認否の限りではなく、【東大和市議会会議規則について】は、同規則に原告が主張する定めがあることは認め、【当該陳情について】は、第1段落の第1文は知らず、その第2文及び第2段落は認め、第3段落は知らないが、第4段落の第1文及び第2文は認める。ただし、議長は本件陳情を議会運営委員会に諮り、同委員会の決定にしたがって「議長預かり」としたものであり(甲7号証、甲8号証)、そこに規則違反はない。

2 第2(議会運営委員会での扱いについて)について

「2.原告の主張」については、甲6号証、甲7号証及び甲8号証並びに甲2号証に記載の限りにおいて認めるが、そこでの取扱いについての原告の評価は認否の限りではない。

2

以上

「陳情不上程告発裁判」の被告準備書面(2)とそれ以前に出た被告準備書面(1)を張り付けます。

なにかみはどちらとも同じようなもので、原告準備書面(「自由と人権通信 NO.5」参照)に対し、まともに応えたものとなっておらず、「市議会の裁量権の範囲」を根幹とした主張に終始している。

次回第4回口頭弁論は東京地裁立川支部8月17(火)14時からです(5階待合室13時45分集合)。

傍聴、よろしくお願ひします。

原告 榎本 清

被告 東大和市

準備書面(1)

2021年(令和3年)6月1日

(期日：6月18日)

東京地方裁判所立川支部民事第1部4A係 御 中

被告訴訟代理人弁護士 橋本 勇

第1 原告の2021年4月12日付け準備書面による主張について

1 原告は、地方自治法(以下「法」という。)109条の改正経緯について様々な述べ、同条3項の「請願等」には陳情が含まれるというが(この主張自体には異論がない。)、同項は、議会運営委員会が行う調査及び審査の権限を定めるものであって、請願等をした者の権利について定めるものではない。そして、請願についてはその提出の方法及び採択した請願の処置が定められている(法124条、125条)が、陳情については、それに相当する規定はない。

ところで、原告がいう当該陳情は、2020年2月21日の議会運営委員会において、議長預かりとされた結果、本会議における審議・採決が行われなかった(原告準備書面6頁)ものであり、これは法109条3項本文及び同項1号

1

の定めによるものである。原告は、この取扱いを非難するが、陳情の取扱いがそれを受けた議会の裁量に委ねられ、陳情をした者が何らの権利を有するものではなく、議会の運営に関しては議会運営委員会が広範な裁量を有するのであるから、原告の非難には理由がない。

2 原告は精神的損害、社会的信用の失墜という被害を被ったとして様々な主張するが、民法が保護する名誉というのは「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的な評価すなわち名誉感情は含まない」(最高裁判昭和45年12月18日判決・判例時報619号53頁)のであり、前記第1で述べたように、当該陳情を提出したことによって原告が権利又は法律上保護される利益(民法709条)を取得することはないのであるから、当該陳情の取扱いに国家賠償法上の違法はなく、原告の訴えは棄却されるべきである。

以上

2



いーたい
ほーだい

新型コロナの爆発的な感染拡大が治まらない。そりゃあそうだろう。国民に飲食を伴う会合の自粛を呼びかけておきながら、為政者みずからが密かに集まっていて国民が従うはずもない。東京五輪強行の結果が感染拡大に直結しているかどうかはともかく、外出自粛呼びかけとオリパラの実施が矛盾することは明らか。誰がそんな与太話に付き合うものか。

あげくに、アルコール類を提供する店に対して、酒屋や、金融機関から圧力をかけさせるようなことまで考える政府について行く人がいるとは思われない。

首相や知事がいくら呼びかけたって説得力なんてありゃしない。政権への不信感ここに極まりりといった状況だ。その政権は国会を開こう【→⑦ページに続く】

「議長預かり」となった陳情について —改めて東大和市議会の不正を告発する—

【情報公開】

東大和市議会において、「議長預かり」（議会で審査しない）になった陳情について情報公開請求をして調べてみた。

保存されている限りの議長預かりとなった陳情とその理由を開示の条件とした（郵送提出は除く※東大和市では郵送分の請願・陳情は審査せず）。実際は 2005 年 3 月 8 日から 2021 年 3 月 14 日（提出日）の陳情が提出された。公開されたこれらのデータをもとに、筆者が再構成した一覧表が「議長預かりとなった理由の詳細」（表 1 ※⑧ページ）である。「件名（概要）」と「議運が議長預かりとした具体的理由（概要）」は、情報公開で示されたものを、筆者が要約したものである。

件数で言うと、15 年間で 37 件である（表 1 の左側に、便宜上 1 から 37 までの番号をふっておいた）。これを多いとみるか否かは一概に判断できないが、少なくとも、審査もされず葬られた陳情があること自体が問題である。しかもその事実は、市議会だよりで報告されることはない。

「審査になじまない」として「議長預かり」にするのは、直接的には議会運営委員会（以下「議運」と略す）である。その内規（「審査になじまない陳情の取り扱いについて」）が、2016 年 5 月 11 日に作られている。そこで表 1 には、2016 年 6 月 22 日通知の 8 番以降の陳情には、議運が「議長預かり」にした理由（「議運の内規による理由」）を①から⑤の番号で示した。①から⑤のそれぞれの内容を以下に示す（※要約したため、原文のままではない）。

- ①基本的人権を否定、公序良俗に反するもの。
- ②個人・団体を誹謗中傷、名誉棄損、信用失墜、秘密を暴露するもの。
- ③係争中の裁判に関するもので、司法権の独立侵害にあたるもの。
- ④市職員の身分に関してその処分を求めるもの。
- ⑤以上の理由の他、審査になじまないと認めたもの。

ちなみに、21 番から 34 番までの陳情は同一人物が提出したもののため、開示された情報では一括して番号を振ってある。「議長預かりとなった理由の詳細」もこれに倣った。

【『議長預かり』とした陳情』について】

これで見ると 1~7 番までは比較的丁寧に議長預かりにした理由を述べているが、8 番以降は申し合わせ事項に基づき理由は簡単に記している。申し合わせの効果があったと見るべきか。中には申し合わせの 2 つに該当するもの（19 番）もある。

8 番から 37 番までの陳情を申し合わせの内容に沿って単純にその数を比較してみると、①が 3、②が 2、⑤が 13 である（合計が違うのは 19 番の扱いためである）。圧倒的に⑤が多い。「⑤前各号に定めるもののほか、審査になじまないと認めたもの」は、それほど使い勝手のいい条項であるということになる。

郵送についての定め（郵送による陳情は審査の対象としない）もそうだが、そもそも、このような申し合わせをすることにどのような合理的な理由があるのか疑問である。とりわけ⑤「前各号に定めるもののほか、審査になじまないと認めたもの」（原文）のように、恣意的な解釈が入り込む条項を盛り込むことは、憲法第 16 条の請願する権利に抵触する恐れさえある。

【「議長預かりとなった理由の詳細」について】

これらのデータをもとに、筆者が独自に「議長預かり」とされた理由を設定し、その理由ごとに集計したのが表 1 右側の「議長預かりとなった理由の詳細」である。

その理由として設定したのは a から f までの 5 つ（カッコ内は表 1 での略記 右の数字が合計）。

- a（陳情自体に理由）陳情自体に何らかの問題（不適切な内容）があった……6
- b（陳願意満了）陳情の願意がすでに満たされている……2
- c（陳情の対象が不適当）陳情している対象が不適当……7
- d（先行決定事項と矛盾）先行決定事項と矛盾……4
- e（判断困難）議会として判断困難……3
- f その他……1

a・f は陳情自体の持つ問題や、陳情の意図を疑うというという内在的な理由によるものと言える。b・c・d は、願意満了や対象が不適当、先行決定事項との関係など、外在的な理由によるもの。e は議会に求めるべきではないとするもので、いわば上記 b・c・d の仲間である。

つまり、陳情を中心として大きく分けると、a f という内在的な理由と、b c d という外在的な理由の 2 つに分けることができる。

【前例のない処理】

ここで問題にしたいのは d の件である。1・2 の陳情は公開資料の記述通りだとすれば、すでに「建築確認手続きが終了」や「発注形態が明らかになっている」などの理由で議長預かりとなったものであり、「先行決定事項と矛盾する」に分類した。36・37 も「東大和市子ども・子育て憲章」案が先行して決議されたとある（『議長預かり』となった陳情）ため、同様に「先行決定事項と矛盾する」に入れてある。

しかし、よく考えてほしい。これら 4 件の陳情は、すでに矛盾する先行決定があったという意味では同じだが、前 2 件は当該議会の影響力が及ばない外在的な決定事項であるのに対し、後 2 件は当該議会（議運を含む）の責任範疇での決定事項である。言い方を代えれば、みずからの処理で先行決議しておきながら、そのことを理由にして「東大和市子ども・子育て憲章」制定の見直しをも詰める陳情（以下、「当該陳情」と略す）を審議になじまないものとしているのである。

このような事例は当該陳情以前には全く存在していない。議長預かりとなった理由は、陳情そのものもつ問題点によるものとする内在的な理由か、陳情が対象としている事象にかかわる外在的な理由かのいずれかである。

しかしながら当該陳情においては、（先行決定事項と矛盾するという意味においては類する例があるが）、その先行決定事項に直接関与している議会運営委員会の議案処理によって生じた矛盾をもって理由としているのである。まさに前代未聞の違法行為と言わねばならない。これを準備書面では「マッチポンプ」と呼んだ。

市議会には、市当局の提出の議案や議員提案と同じく、市民の提出した陳情についても正当に審議され採決するよう最大限の努力をする義務がある。2020 年 2 月 14 日、及び 21 日の議会運営委員会、また同日の第 2 回東大和市会議の議事運営はそのような努力を払ったとはとても言えず、むしろ当該陳情を上程させないような、隠された意図を疑わせる処理をしている。

【改めて議会運営委委員会の欺瞞をあばく】

本来であれば、「令和 2 年 2 月 21 日第 2 回東大和市議会議事録（抜粋）」「第 24 号議案 東大和市子ども・子育て憲章について」以前に（もしくは一括議題として）、当該陳情は審議されるべきであった。このような場合は、東大和議会会議規則第 74 条 3 項にあるように、「修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる」のが法にのっとった適切な処理の仕方である。またこの定めは委員会の審査においても同様（同規則第 127 条第 2 項）である。これは議員、委員の提出した修正案について述べているものであるが、議会における議題処理においては、陳情も同様な扱いがなされるべきである。

更に同規則第 34 条では議長による一括議題も定められていて、「議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。」とある。本件に関して言えば、必ずしも一括議題に供しなければならないものではないが、同定めを漫然と見送ったことは職務遂行能力の欠如、職務怠慢が疑われる。そのうえで市長原案を先行審議、先行採決に持ち込んだことは正常な議会運営とはいえず、その責任はあげて市議会議長にある。

同会議規則を無視し、当該陳情が上程できないような議案処理を決定したのは、2 月 14 日の議会運営委員会である。原案を先行させて審議、採決に持ち込めば、修正案たる当該陳情が宙に浮くことは当日の同委員会の場で十分に予測できたことである。

たとえ原案が採択されようと、反対に不採択になろうと、当時の東大和市議会における会派の構成では、議長預かりとなることは必然であった。市長原案が採択された場合は、定例会初日に東大和市子ども・子育て憲章が採択されているため、との理由を掲げ審査しないことの口実にする。(現実的にはあり得ない仮定であるが、) もし仮に市長原案が不採択になった場合でも、その不採択を理由に審査の意味なしとして、当該陳情は議長預かりとなってしまうのである。

イカサマ博打の賽の目は、さいころが振られた時にはすでに決まっているのである。

【さらなる欺瞞】

もちろん市長原案の採択・不採択に関わらず当該陳情を審査することは理論的には不可能ではなく、むしろ請願並みに審査・採択すべきであった。(同規則第 134 条)。しかし、東大和市議会ではこのことすら回避した。重ねて会議規則に反する行為を繰り返したのである。

すなわち、第一の不法行為は 2 月 14 日の議会運営委員会での市長原案と当該陳情の処理方法、そして第二の不法行為は 21 日の議会運営委員会における当該陳情にたいする不当な扱いである。

さらに悪質なものは、第一の不当な処理方法がその時点ですでに第二の不法行為を想定していたと推察されることである。このことは、いち議会運営委員会委員会の責任というよりは、その行為を質さず、むしろ受容し認定してきた東大和市議会の責任というべきである。

市当局の提案の「東大和市子ども・子育て憲章」案に対して、おおくの市民がその疑問を疑問に感じ、同提案を再考してもらいたいとの願いを込めたものが当該陳情であった。しかし、これに対し東大和市議会は不誠実な対応で臨み、むしろ悪意さえ疑わせしめる処理をしたのである。

現在、以上のような不法な処理をめぐって、東京地裁立川支部で損害賠償請求というかたちで民事訴訟(略称：陳情不上程告発裁判)が進められている。ご注目いただきたい。

裁判での結果がいかなるものになろうとも、このような議会の自殺行為ともいえる暴挙があったことは記憶に留めておかねばならない。

【⇒④ページから】とはせず、やりたい放題になっている。一日でも早く国会を開いて、与野党含めて大いに論議し、新たな対策を講じるべき時だ。

ここにきて、政府は中等症Ⅰの感染症患者を自宅療養対象にする(入院対象は中等症Ⅱ以上とする)と発表した。感染症の患者を自宅待機させること自体、本人にとっても、社会にとっても危険だ。医療体制を確保するためという理由だが、何かがおかしい。医療を確保するために医療を受けさせない?! これは明らかな政策の失敗表明であり、医療の崩壊宣言ではないか。

これまで保健所の統廃合や公立病院の民営化で医療体制を削減した付けが回ってきている。

新型コロナ感染が発生して 1 年半、政府・自治体は何をしてきたか。医師や看護師を増員し、PCR 検査体制の充実に進めたか。新型コロナ対応の病院をひとつでも作ったか。やってきたことはむしろ反対で、goto キャンペーンを筆頭とする経済対策ばかり。そのあげくが東京五輪開催強硬。ワクチン接種だけに頼り、休業補償や生活支援は不十分。その一方で軍事費は拡大の一途をたどっている。沖縄にミサイル基地を設け、海を埋め立てて基地拡大を進めている。首相にも都知事にも早急にお引き取り願わないと、命が危ない。

いたい

ほーだこ



番号	受理日/通知日	件名 (概要)	議運が議長預かりとした具体的理由 (概要)	議運の内規による理由 (2016.5.11決定)					議長預かりになった理由の詳細														
				①	②	③	④	⑤	陳情自体に理由	陳情の趣意満了	陳情の劉案が不適当	先行決定事項と矛盾	判断困難	その他									
1	05.3.8/05.3.23	公園保存に関する陳情	建築手続き終了/法的拘束力無し/審査結果期日の関係																				
2	05.3.18/05.3.23	05年度ごみ収集運営委託の発注に関する陳情	同業務等について発注形態が明らかになっている																				
3	07.6.18/07.7.3	立野1丁目土地区画整備事業に関する陳情	陳情者の願意は満たされている																				
4	07.6.22/07.7.3	立野1丁目土地区画整備事業に関する陳情	〃																				
5	11.6.6/11.6.14	八王子食肉処理場存続に関する陳情	市が直接関与しない性/関係者への影響																				
6	11.6.6/11.6.14	災害時緊急食糧として家畜活用する仕組み構築に関する陳情	〃																				
7	12.11.30/12.12.4	資源物再利用施設代替え案2品目の未確認陳情	議員個々の判断であり確認不能																				
8	15.12.28/16.6.22	東大和市議会議場での都旗・国旗の掲揚を求める陳情	「制裁を科すことを求める」に違法性あり公序良俗に反する																				
9	15.12.28/16.6.22	東大和市役所庁舎での都旗・国旗の掲揚を求める陳情	〃																				
10	15.12.28/16.6.22	多選自棄条例に反する埼玉県知事の辞職を求める陳情	他の地方自治体に関するもの																				
11	15.12.28/16.6.22	行政・政治の低俗化防止を求める意見書に関する陳情	故人を誹謗中傷するもの																				
12	16.1.26/16.6.22	動物愛護の啓発を促すゆるキャラ誕生を求める陳情	他の地方自治体に関するもの																				
13	16.1.26/16.6.22	朝鮮民主主義共和国に対する抗議文提出に関する陳情	審査に適さない文言が含まれているため																				
14	16.1.26/16.6.22	多選自棄条例を促すゆるキャラ誕生に関する陳情	他の地方自治体に関するもの																				
15	16.1.26/16.6.22	公序良俗に反するオプジェの撤去を求める意見書に関する陳情	他の地方自治体に関するもの																				
16	16.1.26/16.6.22	地方公共団体の代替え交通の整備を求める意見書に関する陳情	他の地方自治体に関するもの																				
17	16.2.19/16.6.22	東大和市職員任用等の会報手を求める陳情	公序良俗に反する行為を求めるものであるため																				
18	16.2.19/16.6.22	上尾市長の辞職を打診する意見書提出に関する陳情	他の地方自治体に関するもの																				
19	16.3.8/16.6.22	社会民主党に関する抗議文の提出に関する陳情	故人・団体を誹謗中傷するもの/審査に適さない文言が含まれている																				
20	16.3.8/16.6.22	公然猥褻行為を表すオプジェの撤去を求める意見書に関する陳情	他の地方自治体に関するもの																				
21	16.5.25/16.9.28	公共事業等における被災地事業者の優先契約を求める陳情																					
22	16.5.25/16.9.28	国・都に対し動物の殺処分安楽死を求める意見書に関する陳情																					
23	16.5.25/16.9.28	学校給食の献立の改善を求める陳情																					
24	16.5.25/16.9.28	東大和市議会における市旗・国旗の掲揚を求める陳情																					
25	16.5.25/16.9.28	東大和市役所庁舎における市旗・国旗の掲揚を求める陳情																					
26	16.5.25/16.9.28	東大和市職員採用試験における障がい者雇用の配慮を求める陳情																					
27	16.5.25/16.9.28	職員互助会の会費の改正を求める陳情																					
28	16.5.25/16.9.28	職員・議員報酬の削減による被災地支援を求める陳情																					
29	16.5.25/16.9.28	東大和市議会における都旗の掲揚を求める陳情																					
30	16.5.25/16.9.28	東大和市役所庁舎における都旗の掲揚を求める陳情																					
31	16.5.25/16.9.28	地方議員による市庁舎での政党機関紙販売自棄を求める陳情																					
32	16.5.25/16.9.28	公文書等の元号使用禁止等に係る意見書提出に関する陳情																					
33	16.5.25/16.9.28	市議会議員の不適正なインターネット自棄等に関する陳情																					
34	16.5.25/16.9.28	東京都知事の辞職を打診する意見書提出に関する陳情																					
35	17.11.27/17.11.30	小村大衛生組合資源物再利用施設に関する陳情																					
36	20.2.14/20.3.4	「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情	定例会初日に東大和市子ども・子育て憲章が議案として議決されたため																				
37	20.2.14/20.3.5	「子ども・子育て憲章」案の根本的な再検討を求める陳情	定例会初日に東大和市子ども・子育て憲章が議案として議決されたため																				
計				3	2				13	6	1	8	4	2	1								